

希望者全員が65歳まで働ける企業及び 70歳まで働ける企業の普及・促進

施策の方向

希望者全員が65歳まで働ける企業及び70歳まで働ける企業の実現

現状：希望者全員が65歳まで働ける企業の割合：44.6%（平成21年6月1日現在）
「70歳まで働ける企業」の割合：16.3%（平成21年6月1日現在）



目標：希望者全員が65歳まで働ける企業の割合を平成22年度末を目途に50%
「70歳まで働ける企業」の割合を平成22年度末を目途に20%

具体的な施策

1. 高年齢者の雇用に積極的な企業に対する公共職業安定所と高齢・障害者雇用支援機構のアドバイザー等の連携による希望者全員が65歳まで働ける制度及び70歳まで働ける制度の導入に向けた相談・支援の実施
2. 「70歳まで働ける企業」創出事業の実施
希望者全員が65歳まで働ける制度及び70歳まで働ける制度の導入について、地域の代表的な企業が実践的に取り組むことによる地域の取組の気運の醸成を図る
3. 定年引上げ等奨励金
 - ① 中小企業定年引上げ等奨励金（取組内容や企業規模に応じて、10～160万円）
65歳以上定年引上げ、70歳以上継続雇用制度、契約期間の切れ目のない65歳以上継続雇用制度等の導入や、勤務時間の多様化に取り組む事業主に対して支給。
 - ② 高年齢者雇用モデル企業助成金（上限500万円）
65歳までの安定した雇用の確保と70歳まで働ける企業の創出のため、職域の拡大、処遇改善、高年齢者を積極的に活用する取組を行うモデル的な取組を実施した事業主に対して支給。
 - ③ 高年齢者雇用確保充実奨励金（上限500万円）
参加企業における65歳定年企業等、「70歳まで働ける企業」への取組（雇用確保措置の導入を含む。）を支援するための事業を実施した事業主団体に対し、当該事業に要した事業の成果に応じて支給。

緊急人材育成支援事業の概要

